

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		ふぐ処理施設認定営業者の地位の承継の承認
根拠条例・規則等名		埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例
条 項		条例第16条
所 管 部 課		保健衛生局 保健所 食品衛生課 (電話：048-840-2226)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	1 埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例 2 埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則 3 さいたま市食品衛生法施行細則 4 埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例等に係る事務 処理要領 に基づき申請のあった場合。
	設定等年月日	平成23年9月29日設定 令和5年4月1日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	3日間
	設定等年月日	平成23年9月29日設定 令和5年4月1日最終改正
備 考		